

2016年4月

在學生 各位
保護者 各位

仙台白百合女子大学
学長 牛渡 淳

2016年度東日本大震災に関する授業料減免措置について

東日本大震災で被災された方々には、心からお見舞いを申し上げます。

本学では、東日本大震災で被災され、経済的困難に直面しておられる在學生に対して、下記のとおり 2016 年度授業料の減免措置を実施いたします。該当される方は、所定の書類を添えて期限までに申請手続きをしてください。

なお、授業料減免は年1回とし、申請内容に応じ年額 20～30 万円を後期授業料から減免します。また、家庭の経済的困窮により修学が困難な状態であることを確認するため、主たる生計維持者の所得に関する証明書を提出して頂きますので、ご理解頂きますようお願いいたします。

記

1. 授業料減免の内容と範囲

東日本大震災で被災し、次のいずれかに該当し、且つ家庭の経済的困窮により修学困難な状態にある在學生に対し、本学奨学金により授業料を減免する。

- ① 主たる生計維持者が所有し、且つ居住する家屋が全壊の場合(罹災証明書による)は、20万円を後期授業料から減免する。
- ② 主たる生計維持者の死亡(死亡証明書による)の場合は、30万円を後期授業料から減免する。
- ③ 福島原子力発電所の事故に伴う避難指示又は避難勧告(被災証明書等による)により、引き続き当該家屋に居住することが困難と認められる場合は、20万円を後期授業料から減免する。

2. 申請手続き(提出先:学生課)

申請希望者は、

- 1)学生課から「奨学金申込書」を入手し
- 2)その「奨学金申込書」に、罹災証明書・住民票・収入証明書等を添付して申請してください。

3. 申請期限

2016年 5月2日(月)～5月16日(月) 期限厳守でお願いいたします。

4. 減免措置の決定

申請受付後、所定の審査を経て減免措置を決定し、結果を通知いたします。なお、結果通知は8月末に送付する後期学納金通知書に同封いたします。

※ご不明な点がございましたら、学生課(022-374-5029)までお問い合わせください。

以上